

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3－(14)）

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－(1)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{※1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・商業登記電子証明書の普及を促進する。 ・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。
目標設定の考え方・根拠	<p>・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，平成15年6月，内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」以降，政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており，令和2年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に，「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について，地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか，「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和2年7月17日閣議決定）においても同様の方針が明記される等，その重要性が広く認識されてきているところである。登記所備付地図には正確な土地の境界（筆界）が明示され，筆界をめぐる紛争の解決又は防止に資することにより，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>・商業登記電子証明書は，法務局（登記所）の登記官が，商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項の規定により会社・法人の代表者等に対して発行する電子証明書である。商業登記電子証明書については，法人向けワンストップサービスの実現の一環として，法人の本人確認のデジタルによる完結を促進するため，「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において，「将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化」に向けた方針が打ち出された。令和2年度においても「事業環境改善に向けた取組について（改訂2020）」（令和2年4月20日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）に商業登記電子証明書の「利用機会の拡大」が明記される等，その重要性が広く認識されてきているところであり，今後も同電子証明書の普及を促進していく必要がある。</p> <p>・所有者不明土地は，相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し，管理の放置による環境悪化を招くほか，公共事業の用地買収，災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に，所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど，国民経済にも著しい損失を生じさせており，人口減少，超高齢社会が進展し，相続多発時代を迎えようと</p>

	<p>する中、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。</p> <p>そこで、所有者不明土地問題の解消を図るため、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し、その調査結果を登記記録に記録するなどして当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。また、表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていないことにより所有者が不明となっている表題部所有者不明土地について、登記官が表題部所有者を探索・特定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。</p>
<p>施策に関する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定） 第2部-1-(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進^{*3} ○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章-2-(12) 土地利用（国土利用）^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 第3章-2-(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備^{*5} ○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6-(2)-iv)-①-エ) 都市の競争力の向上^{*6} ○都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定） 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等^{*7} ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定） 3 地籍調査の円滑化・迅速化^{*8} ○事業環境改善に向けた取組について（改訂2020）（令和2年4月20日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定） 5-(1) 法人設立^{*9} ○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6-(2)-iii)-③-ア) 法人向けワンストップサービスの実現^{*10}
<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	26.9	23.7	23.7
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（DID）の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。</p> <p>① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定</p>					

- ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
- ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定、さらに、当該計画を延長し、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成30年度からの新たな3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」を策定
- ④ 平成28年熊本地震の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、熊本県の3.6平方キロメートルを対象とする令和2年度からの5か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業（熊本県益城町）5か年計画」を策定
- そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている令和3年度から令和5年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	24	25	26	27	26		

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値		
			3年度	4年度	5年度
2 電子証明書の発行件数	259,646	2年度	対2年度増	対3年度増	対4年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

商業登記電子証明書は、請求の方法が書面請求に限定されていることから、利便性が低いという指摘がされており、これまで必ずしも普及しているとはいえない状態となっている。

しかし、令和3年2月を目処に商業登記電子証明書のオンライン請求を開始するとともに、今後も手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討・実施することで、普及を促進することとしている。

そこで、測定指標として、電子証明書の発行件数¹¹を設定し、令和3年度から令和5年度までの発行件数について、前年度実績より向上させることを目標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
電子証明書の発行件数	113,133	129,810	154,135	193,399	259,646		
参考指標	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
有効な電子証明書の件数（各年度末時点の件数）	25,226	29,012	34,265	42,199	56,364		

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値		
			3年度	4年度	5年度

3-1 長期相続登記等未了土地が解消された数（累計数） 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	36,534筆 (令和2年度末時点)	2年度	対2年度増	対3年度増	対4年度増
3-2 変則的な登記がされている土地が解消された数（累計数） 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	2,288筆 (令和2年度末時点)	2年度	対2年度増	対3年度増	対4年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」等において、「長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕」、「変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕」とのKPIが設定されていることから、当該数を測定指標等として採用した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
長期相続登記等未了土地が解消された数（累計数）	—	—	—	1,821筆 (令和元年度末時点)	36,534筆 (令和2年度末時点)		
変則的な登記がされている土地が解消された数（累計数）	—	—	—	53筆 (令和元年度末時点)	2,288筆 (令和2年度末時点)		

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度当初 予算額	関連する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	4,635百万円 (4,521百万円)	4,775百万円 (4,726百万円)	4,857百万円 (4,646百万円)	4,879 百万円	1
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
法務局（登記所）が、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、国民の財産の保全を図るとともに、都市再生の円滑な推進等に寄与する。				0039	

達成手段	予算額計（執行額）	3年度	関連
------	-----------	-----	----

(開始年度)	30年度			当初 予算額	する 指標
	元年度	2年度	3年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,346百万円 (7,269百万円)	7,428百万円 (7,339百万円)	7,872百万円 (7,799百万円)	8,265 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務 (乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				0040	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	22,446百万円 (22,383百万円)	21,805百万円 (21,717百万円)	19,040百万円 (18,909百万円)	19,490 百万円 ※1	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。				0041	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	1,804百万円 (1,748百万円)	2,967百万円 (2,941百万円)	3,657百万円 (3,604百万円)	2,557 百万円 ※2	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求の登記関係 手続等について、インターネット等を利用したオンラインによる申請(請求)を行うこと を可能とする。				0042	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑤地図情報システムの維持管理	4,156百万円	4,945百万円	6,476百万円	5,644	—

(平成18年度)	(4,100百万円)	(4,814百万円)	(6,396百万円)	百万円 ※3	
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面に係る事務を処理する上で不可欠な地図情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。</p>				0043	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	276百万円 (274百万円)	364百万円 (362百万円)	432百万円 (425百万円)	406 百万円	2
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。</p>				0044	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	940百万円 (906百万円)	1,185百万円 (1,059百万円)	1,706百万円 (1,690百万円)	1,889 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。</p>				0045	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	338百万円 (337百万円)	428百万円 (427百万円)	347百万円 (339百万円)	285 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	

法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付請求に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産・債権譲渡登記システムの運用を行う。	0046
---	------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	309百万円 (301百万円)	515百万円 (502百万円)	574百万円 (573百万円)	388 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。				0047	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑩所有者不明土地問題の解消 (平成31年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会 資本整備等分野18 改革工程表のK P I】	1,725百万円 (1,145百万円)	3,198百万円 (1,974百万円)	2,496百万円 (2,283百万円)	1,458 百万円 ※4	3
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
所有者不明土地問題の解消を図るため、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し、その調査結果を登記記録に記録するなどして当該土地の解消を図る作業を実施する。また、表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていないことにより所有者が不明となっている表題部所有者不明土地について、登記官が表題部所有者を探索・特定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する。				0048	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
⑪登記事務の運営 (一年度)	4,663百万円 (4,619百万円)	4,612百万円 (4,524百万円)	4,873百万円 (4,854百万円)	4,679 百万円	—
				令和3年行政事業	

達成手段の概要等	レビュー事業番号
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。	0049

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			3年度
	30年度	元年度	2年度	当初予算額
	51,095百万円 (49,944百万円)	54,616百万円 (52,654百万円)	54,638百万円 (53,799百万円)	52,293百万円 ※5

※1 一部経費（18,960百万円）について内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※2, ※3 内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※4 一部経費（46百万円）について内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※5 内閣官房及びデジタル庁への一括計上分（27,207百万円）を含んだ額

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」

第2部-1-(3)

地籍整備の推進等を行う。

*4 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」

第3章-2-(12) 土地利用（国土利用）

地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。

所有者不明土地について、所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」

第3章-2-(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

所有者不明土地等について、基本方針等に基づき対策を推進する。

*6 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」

6-(2)-iv)-①-エ) 都市の競争力の向上

登記所備付地図の整備を一層推進する。

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき、所有者不明土地への対策を図る。

*7 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」

第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*8 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」

3 地籍調査の円滑化・迅速化

地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街

区境界調査成果を活用してその整備を進める。

*9 「事業環境改善に向けた取組について（改訂2020）（令和2年4月20日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定）」

5－(1) 法人設立

商業登記電子証明書の利便性向上を図るとともに、一定期間無償化の是非も含めて、手数料の見直しや利用機会の拡大の方策などを検討し、2020年中に結論を得る。

*10 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」

6－(2)－iii)－③－ア) 法人向けワンストップサービスの実現

商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討する。

*11 電子証明書の発行件数は、発行した電子証明書の証明期間に応じて、件数を計上している。証明期間が3か月を超えるものについては、その超える期間3か月までごとに1件を加算した件数を計上している（例：証明期間3か月では1件、証明期間6か月では2件、証明期間27か月では9件として計上）。